

国土地理院入札監視委員会規則

平成14年12月16日 国地達第27号
最終改正 令和元年6月28日 国地達第8号

(趣旨)

第1条 本規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨並びに随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）及び随意契約見直し計画（平成18年6月国土交通省）における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、国土地理院入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、国土地理院長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 国土地理院が発注した測量業務、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 国土地理院が発注した測量業務、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
 - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
 - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
- ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他国土地理院長が審議を要すると認める事項の審議を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、国土地理院長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員4人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる総会において、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は、毎年度当初に開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。

2 総会は、非公開とし、総会の議事概要は、これを公表する。

(会議の開催)

第6条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、委員長が招集し、原則として1年間に2回以上、開催する。

2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、委員長が招集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。

3 第2条第4号の事務に係る会議は、委員長が招集し、必要に応じ開催する。

4 前3項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第8条 抽出は、第14条に定める別記様式2-1及び別記様式2-2による一覧の中から、無作為の方法によって行う。

(意見の具申又は勧告)

第9条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議を行った測量業務、役務の提供等及び物品の製造等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国土地理院長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

3 前2項の規定は、第2条第4号の事務について準用する。

(再苦情処理)

第10条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を国土地理院長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申し立てのあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第11条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第12条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、主任監査官、契約課長、技術管理課長が処理する。

(報告の様式)

第14条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成14年12月16日から施行する。

附 則 (平成19年6月19日国地達第22号)

この達は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月3日国地達第4号)

この達は、平成20年3月3日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日国地達第9号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日国地達第9号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月31日国地達第17号)

この達は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年5月27日国地達第2号)

この達は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月28日国地達第8号)

この達は、令和元年5月7日から適用する。

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

入札方式	件数	備考
<p>・ 総契約件数</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公募型競争入札方式 ② 簡易公募型競争入札方式 ③ 指名競争入札方式 ④ 公募型プロポーザル方式 ⑤ 簡易公募型プロポーザル方式 ⑥ 標準プロポーザル方式 ⑦ 随意契約 		

注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

入札方式	件数	備考
<p>・ 総契約件数</p> <p>(内訳)</p> <p>① 一般競争入札方式</p> <p>② 指名競争入札方式</p> <p>③ 企画競争方式</p> <p>④ 参加者の有無を確認する公募 手続を行った契約</p> <p>ア 企画競争方式へ移行したもの イ ア以外のもの</p> <p>⑤ 随意契約</p>		

注：(1) 原則、次の契約は含まない。

ア 予定価格が250万円以下の製造

イ 予定価格が160万円以下の財産の買入

ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入

エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 2 - 1 測量に係る入札方式別発注業務一覧

(一般競争入札方式)

(業務種別)

(期間

年

月

日 ~

月

日)

業 務 名	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
					(単位:千円)	(単位:%)	

- 注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「入札者参加数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
 (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 1 測量に係る入札方式別発注業務一覧

(公募型競争入札方式・簡易公募型競争入札方式)

(業務種別)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	手続への参加資格及び業務 実施上の条件を満たす参加 表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
					(単位:千円)	(単位:%)	

- 注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「入札者参加数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
 (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 1 測量に係る入札方式別発注業務一覧

(通常指名競争入札方式)

(業務種別)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
					(単位:千円)	(単位:%)	

- 注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「入札者参加数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
 (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2-1 測量に係る入札方式別発注業務一覧

(公募型プロポーザル方式・簡易公募型プロポーザル方式)
(業務種別)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	手続への参加資格及び業務 実施上の条件を満たす参加 表明書の提出者数	技術提案書 の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

- 注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2-1 測量に係る入札方式別発注業務一覧

(標準プロポーザル方式)

(業務種別)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	技術提案書の提出者の選定数	技術提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

- 注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 1 測量に係る入札方式別発注業務一覧

(随意契約方式)

(業務種別)

(期間

年

月

日 ~

月

日)

業 務 名	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

- 注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 2 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(一般競争入札方式)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	業務分類	競争参加資格を 確認した者の数	入 札 参 加 者 数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落 札 率 (単位:%)	備 考

- 注：(1) 原則、次の契約は含まない。
 ア 予定価格が250万円以下の製造
 イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
 ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
 エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。
 (4) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
 (5) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 2 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(指名競争入札方式)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	業務分類	指名業者数	入 札 参 加 者 数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落 札 率 (単位:%)	備 考

- 注：(1) 原則、次の契約は含まない。
- ア 予定価格が250万円以下の製造
 - イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
 - ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
 - エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約
- (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。
- (4) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
- (5) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 2 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧
 (企画競争方式)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	業務分類	企画提案書 の提出者数	企画競争参加資格 要件を満たす企画 提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 <small>(単位:千円)</small>	落札率 <small>(単位:%)</small>	備 考

- 注：(1) 原則、次の契約は含まない。
 ア 予定価格が250万円以下の製造
 イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
 ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
 エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約
 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。
 (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式 2 - 2 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式〈企画競争方式へ移行したもの〉)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	業務分類	応募要件を満たす参加 意思確認書の提出者数	企画提案書の 提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
						(単位:千円)	(単位:%)	

- 注：(1) 原則、次の契約は含まない。
- ア 予定価格が250万円以下の製造
 - イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
 - ウ 予定貸借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
 - エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約
- (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。
- (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。
- (5) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 2 - 2 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式〈企画競争方式へ移行しなかったもの〉)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	業務分類	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

- 注：(1) 原則、次の契約は含まない。
- ア 予定価格が250万円以下の製造
 - イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
 - ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
 - エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約
- (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。
- (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。
- (5) 「企画競争方式へ移行しなかったもの」とは、「企画競争方式へ移行したもの」以外のものをいう。

別記様式 2 - 2 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(随意契約方式)

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 務 名	業務分類	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
				(単位:千円)	(単位:%)	

- 注：(1) 原則、次の契約は含まない。
- ア 予定価格が250万円以下の製造
 - イ 予定価格が160万円以下の財産の買入
 - ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入
 - エ 予定価格が100万円以下の上記以外の契約
- (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- (3) 「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。
- (4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

別記様式3 指名停止等の運用状況一覧表

(期間 年 月 日 ~ 月 日)

業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		年 月 日～ 年 月 日 (ヶ月)		

注： 該当事項の欄には、「指名停止等の措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

再 苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

国土地理院長 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇

2 再苦情申立ての対象となる測量業務名

測量業務名 〇〇〇〇

3 不服ある事項

4 3の主張の根拠となる事項